

# 韓国知的財産ニュース 2024 年 2 月前期

(No. 503)

発行年月日：2024 年 2 月 21 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

## ★★★目次★★★

このニュースは、2 月 1 日から 15 日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

### 法律、制度関連

- 1-1 【公布】発明振興法の一部改正法律（法律第 20197 号）
- 1-2 【公布】産業デザイン振興法の一部改正法律（法律第 20199 号）
- 1-3 【公布】産業財産情報の管理及び活用促進に関する法律（法律第 20200 号）
- 1-4 【立法予告】特許庁とその所属機関職制施行規則の一部改正令案（特許庁公告第 2024-44 号）

### 関係機関の動き

- 2-1 韓国特許庁、「未来戦略産業の超格差確保」課題の一環として二次電池素材メーカーを訪問
- 2-2 韓国特許庁、「IP-R&D 戦略支援事業」の一環として自動走行ロボットメーカーを訪問
- 2-3 WIPO、中小企業対象に「2024 グローバルアワード」の募集開始
- 2-4 韓国特許庁、「2023 年度政府業務評価」の主要政策部門で優秀機関として選ばれ
- 2-5 「2024 年度特許庁主要政策の推進計画」審査・審判の品質強化と知財による輸出競争力向上が柱
- 2-6 国際知識財産研修院、オンラインで学位号が取得できる「2024 年 1 学期知的財産学」の受講生を募集
- 2-7 特許庁特許審判院、審判ハンドブックの改正版を作成
- 2-8 韓国特許庁、「IP-C&D 戦略支援事業」の一環として空気殺菌・浄化装置メーカーと意見交換

### 模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 技術奪取の懲罰的損害賠償額を 3 倍から 5 倍に引き上げ

### デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 英語記載の意匠登録証の申請手続きを簡素化するデザイン保護法施行規則が1日から施行され
- 4-2 【説明資料】韓国特許庁は海外で韓国企業の商標保護に向け対応を強化しており、さらに支援を拡大していきます。

### その他一般

※今号はありません。

## 法律、制度関連

### 1-1 【公布】発明振興法の一部改正法律（法律第20197号）

電子官報（2024.2.6.）

国務会議の議決された発明振興法の一部改正法律をここに公布する。

大統領 ユン・ソンニョル

2024年2月6日

国務総理 ハン・ドクス

国務委員兼産業通商資源部長官 アン・ドクグン

法律第20197号

### 発明振興法の一部改正法律

発明振興法の一部を次のように改正する。

第2条第6号から第8号までをそれぞれ削除し、同条第9号イ目を次のようにする。

イ. 産業財産権に関する情報を収集・分析・加工・翻訳・流通又は管理するか、これに係るソフトウェア又はシステムを開発するか構築する業

第6条第4号中「活動に係る産業財産権情報」を「活動に係る情報」にする。

第8条の2第2項第1号中「産業財産権情報」を「発明活動に係る情報」にする。

第11条の2の題目中「優秀企業に対する支援」を「優秀企業の認定等」にし、同条第1項中「政府は」を「特許庁長は」に、「職務発明補償優秀企業を選定し必要な支援をすることができる」を「職務発明補償制度を模範的に運営する企業を職務発明補償優秀企業（以下、「優秀企業」とする）として認定することができる」にし、同条第2項を第6項にし、同条に第2項から第5項までをそれぞれ次のように新設し、同条第6項（従前の第

2項)を次のようにする。

②優秀企業の認定を受けようとする企業は特許庁長に申請しなければならない。

③特許庁長は、第2項に基づく認定申請を受けた場合には、認定を受けようとする企業に対し審査を行い、認定基準に適合すれば有効期限を決めて認定しなければならない。

④特許庁長は、認定を受けた優秀企業が次の各号のいずれかに該当する場合には、その認定を取り消すことができる。ただし、第1号に該当する場合には認定を取り消さなければならない。

1. 嘘やその他の不正な方法で認定を受けた場合

2. 第6項に基づく認定基準に適合しなくなった場合

⑤国家及び地方自治団体は、認定を受けた優秀企業に対し大統領令で定めるところにより行政的・財政的支援をすることができる。

⑥優秀企業認定の基準、手続き、再認定、有効期間、その他認定に必要な事項は大統領令で定める。

第13条の題目「(承継有無の通知)」を「(職務発明の権利承継)」にし、同条第1項及び第2項を次のようにし、同条第3項の前段中「第1項」を「第2項」にする。

①第12条に基づき通知を受けた使用者等が従業者等の職務発明に対し予め特許等を取得できる権利や、特許権等を承継するか専用実施権を設定する契約や勤務規程を定めた場合には、その権利は発明を完成した時から使用者等に承継される。ただし、使用者等が大統領令で定める期間にその発明に対する権利を承継しない旨を従業者等に通知する場合は該当しない。

②第1項に基づく契約又は勤務規定の全てに該当しない使用者等(国家や地方自治団体は除外する)が第12条に基づき通知を受けた場合には、大統領令で定める期間に、その発明に対する権利の承継有無を従業者等に書面で通知しなければならない。この場合、使用者等は従業者等の意思とは異なり、その発明に対する権利の承継を主張することができない。

第18条第1項第3号中「第13条第1項」を「第13条第2項」にする。

第2章第3節の題目「産業財産権情報の提供及び活用促進」を「発明振興の基盤づくり」にする。

第20条、第20条の2から第20条の5まで、第20条の8、第36条及び第37条をそれぞれ削除する。

第50条の3第4項を次のようにする。

④海外産業財産権センターは第2項に基づく業務を遂行するために、必要な範囲で収益事業を行うことができる。

第55条第3項第8号中「産業財産権情報の」を「産業財産権の」にする。

第6章の3(第55条の5から第55条の7まで)を削除する。

第7章に第55条の8から第55条の11までをそれぞれ次のように新設する。

第 55 条の 8 (資料の提出) ①裁判所は、職務発明補償金に関する訴訟で当事者の申請により、相手側の当事者に対し該当の職務発明補償額の算定に必要な資料の提出を命ずることができる。ただし、その資料の所持者がその資料の提出を拒む正当な理由があれば命令することができない。

②裁判所は、資料の所持者が第 1 項に基づく提出を拒む正当な理由があると主張する場合には、その主張の当否を判断するために資料の提示を命ずることができる。この場合、裁判所はその資料を他人が閲覧することを禁じるべきである。

③第 1 項に基づき提出されるべき資料が営業秘密に該当するものの、職務発明補償額の算定に必ず必要な場合には、第 1 項のただし書に基づく正当な理由としてみなされない。この場合、裁判所は提出命令の目的内で閲覧できる範囲又は閲覧できる者を指定しなければならない。

④当事者が正当な理由なく資料提出命令に従わない場合には、裁判所は資料の記載に関する相手側の主張を真実であると認めることができる。

⑤第 4 項に該当する場合、資料の提出を申請した当事者が資料の記載に関して具体的に主張するには極めて困難な事業があり、資料により証明する事実を他の証拠を用いて証明することを期待することも難しい場合には、裁判所はその当事者が資料の記載により証明しようとする事実に関する主張を真実であると認めることができる。

第 55 条の 9 (守秘命令) ①裁判所は、職務発明補償金に関する訴訟でその当事者が保有する営業秘密に対し、次の各号の事由を全て疎明した場合にはその当事者の申請に基づく決定により、他の当事者 (法人である場合はその代表者)、当事者の訴訟を代理する者、その他その訴訟により営業秘密を知った者に対し、その営業秘密を当該の訴訟の継続的な遂行外の目的で使用するか、その営業秘密に関わるこの項に基づく命令を受けた者外の者に公開しないことを命ずることができる。ただし、その申請の時点まで、他の当事者 (法人の場合はその代表者)、当事者の訴訟を代理する者、その他当該の訴訟により営業秘密を知った者が第 1 号で定める準備書面の閲覧や証拠調査の以外の方法でその営業秘密を既に取得している場合には、命令することができない。

1. 既に提出したか提出すべき準備書面、既に調査したか調査すべき証拠又は第 55 条の 8 第 3 項に基づき提出したか提出すべき資料に営業秘密が含まれていること
2. 第 1 号の営業秘密が該当の訴訟を行う目的外で使用されたか公開されれば、当事者の営業に支障をきたす恐れがあるため、これを防止するために営業秘密の使用又は公開を制限する必要があること

②第 1 項に基づく命令 (以下、「守秘命令」とする) の申請は次の各号の事項を記載した書面で行うべきである。

1. 守秘命令を受ける者
2. 守秘命令の対象となる営業秘密を特定するに十分な事実
3. 第 1 項各号の事由に該当する事実

③裁判所は守秘命令が決定された場合には、その決定書を、守秘命令を受けた者に送達しなければならない。

④守秘命令は第 3 項の決定書が守秘命令を受けた者に送達された時から効力が発生する。

⑤守秘命令の申請を棄却したか却下した裁判に対しては即時抗告を申し立てることができる。

第 55 条の 10（守秘命令の取消）①守秘命令を申請した者又は守秘命令を受けた者は、第 55 条の 9 第 1 項に基づく要件を満たせないか満たさなくなった場合は、訴訟記録を保管する裁判所（訴訟記録を保管する裁判所がない場合には守秘命令を下した裁判所）に対し守秘命令の取り消しを申請することができる。

②裁判所は、守秘命令の取消申請に関する裁判がある場合にはその決定書を、その申請をした者及び相手側に送達しなければならない。

③守秘命令の取消申請に関する裁判に対しては即時抗告を申し立てることができる。

④守秘命令を取り消す裁判は確定されてから効力が発生する。

⑤守秘命令を取り消す裁判を行った裁判所は、守秘命令の取消申請を行った者又は相手側の以外に該当の営業秘密に関する守秘命令を受けた者がいる場合には、その者に対し即時守秘命令の取消裁判があった旨を知らせなければならない。

第 55 条の 11（訴訟記録の閲覧等の請求通知等）①守秘命令が下された訴訟（全ての守秘命令が取り消された訴訟を除く）に関する訴訟記録に対し「民事訴訟法」第 163 条第 1 項の決定があった場合、当事者が同項で定める秘密の記載部分の閲覧等の請求をしたが、その請求手続きを該当の訴訟で守秘命令を受けていない者が行った場合には、法院書記官、法院事務官、法院主事又は法院主事補（以下、この条で「法院事務官等」にする）は、「民事訴訟法」第 163 条第 1 項の申請をした当事者（その閲覧等の請求をした者を除く。以下、第 3 項で同一）に対しその請求直後にその閲覧等の請求があった旨を知らせなければならない。

②第 1 項の場合、法院事務官等は第 1 項の請求があった日から 2 週間が経過するまで（その請求手続きを行った者に対する守秘命令の申請が、その期間内に行われた場合には、その申請に対する裁判が確定される時点まで）その請求手続きを行った者に対し第 1 項の秘密の記載部分の閲覧等を認めてはいけない。

③第 2 項は第 1 項の閲覧等の請求をした者に対し第 1 項の秘密の記載部分の閲覧等を認めることに対し、「民事訴訟法」第 163 条第 1 項の申請を行った当事者の全てが同意した場合には適用されない。

第 56 条第 2 項中「情報院、協会」を「協会」に、「戦略院、発明機関」を「発明機関」にする。

第 57 条に第 2 号を次のように設け、同条第 5 号を削除する。

2. 第 11 条の 2 第 4 項に基づく認定取消

第 57 条の 2 第 5 号及び第 6 号をそれぞれ削除する。

第 58 条第 1 項から第 3 項までをそれぞれ第 2 項から第 4 項までにし、同条に第 1 項を次のように設け、同条第 4 項（従前の第 3 項）中「第 1 項の罪は使用者等」を「第 1 項及び第 2 項の罪は守秘命令を申請した者及び使用者等」にする。

①国内外で正当な事由なく第 55 条の 9 第 1 項に基づく守秘命令を違反した者は 5 年以下の懲役又は 5 千万ウォン以下の罰金を科す。

第 58 条の 2 の本文中「第 58 条第 2 項」を「第 58 条第 3 項」にする。

第 59 条第 1 項及び第 2 項中「情報院、評価管理センター、事業化支援センター、韓国発明振興会、保護院及び戦略院」をそれぞれ「評価管理センター、事業化支援センター、韓国発明振興会及び保護院」にする。

第 60 条第 1 項第 3 号及び第 7 号をそれぞれ削除する。

## 附 則

第 1 条（施行日）この法律は公布後 6 か月が経過した日から施行する。

第 2 条（職務発明の権利承継に関する適用例）第 13 条の改正規定はこの法律施行後の職務発明から適用される。

第 3 条（職務発明補償金に関する訴訟での資料提出命令に関する適用例）第 55 条の 8 の改正規定はこの法律施行後、提起された職務発明補償金に関する訴訟から適用される。

第 4 条（職務発明補償金に関する訴訟での守秘命令に関する適用例）第 55 条の 9 から第 55 条の 11 までの改正規定はこの法律施行後、提起された職務発明補償金に関する訴訟から適用される。

第 5 条（職務発明補償優秀企業の認定に関する経過措置）この法律施行当時、職務発明補償優秀企業の認定を受けた企業は第 11 条の 2 の改正規定に基づき優秀企業の認定を受けたこととみなす。

## 改正理由及び主要内容

職務発明補償優秀企業の認定及び認定取消等の法的根拠を具体的に定め、使用者等が従業者等と協議して契約や勤務規定に基づき職務発明について権利を承継すると予め決めた場合、職務発明に対する権利は発明を完成した時から使用者等に承継するよう定め、職務発明補償金に関する訴訟で当事者の申請により、裁判所が相手側の当事者に対し補償額の算定に必要な資料の提出を命ずることができ、職務発明補償金に関する訴訟での守秘命令制度を導入する等、現行制度の運営上現れた一部の不備を改善・補完する

<法制処提供>

国務会議の議決された産業デザイン振興法の一部改正法律をここに公布する。

大統領 ユン・ソンニョル

2024年2月6日

国務総理 ハン・ドクス

国務委員兼産業通商資源部長官 アン・ドクグン

法律第20199号

### 産業デザイン振興法の一部改正法律

産業デザイン振興法の一部を次のように改正する。

第3条第1項の前段中「に向けた」を「に向けて5年単位の」にし、同条第2項各号外の部分中「産業デザインに関する次の」を「次の」にし、同項第1号中「基本政策」を「産業デザインの開発促進及び振興に向けた基本政策」にし、同項第2号中「開発促進」を「産業デザインの開発促進」にし、同項第3号及び第4号をそれぞれ第5号及び第7号にし、同項に第3号及び第4号をそれぞれ次のように新設し、同項第5号（従前の第3号）中「開発促進」を「産業デザインの開発促進」にし、同項第6号を次のように新設し、同項第7号（従前の第4号）中「開発促進」を「産業デザインの開発促進」にする。

3. 産業デザインの開発促進及び振興に必要な基盤等の構築に関する事項
4. 産業デザインの開発促進及び振興に必要な制度の樹立及び整備に関する事項
6. 地域における産業デザインの開発促進及び振興に関する事項

第11条に第7項を次のように新設する。

⑦振興院ではない者は韓国デザイン振興院又はこれと類似の名称を使用することができない。

第21条を次のように新設する。

第21条（罰金）①第11条第7項を違反して韓国デザイン振興院又はこれと類似の名称を使用した者に対し100万ウォン以下の罰金を科す。

②第1項に基づく罰金は大統領令で定めるところにより、産業通商資源部長官が賦課・徴収する。

### 附 則

この法律は公布後6か月が経過した日から施行する。

## 改正理由及び主要内容

産業通商資源部長官は産業デザイン振興総合計画を5年単位で樹立し、産業デザイン振興総合計画に産業デザインの開発促進及び振興に必要な基盤等の構築に関する事項、産業デザインの開発促進及び振興に必要な制度の樹立及び整備に関する事項等を含め、韓国デザイン振興院又はこれと類似の名称の使用を禁ずる等、現行制度の運営上、現われた一部の不備を改善・補完する目的である。

<法制処提供>

1-3 【公布】産業財産情報の管理及び活用促進に関する法律（法律第20200号）

電子官報（2024.2.6.）

国務会議の議決された産業財産情報の管理及び活用促進に関する法律をここに公布する。

大統領 ユン・ソンニョル

2024年2月6日

国務総理 ハン・ドクス

国務委員兼産業通商資源部長官 アン・ドクグン

法律第20200号

## 産業財産情報の管理及び活用促進に関する法律

### 第1章総則

第1条（目的） この法律は産業財産情報の管理及び活用を促進する上で必要な事項を定めることで産業競争力を強化し、国民経済の発展に寄与することを目的とする。

第2条（定義） この法律で使用する用語の定義は以下のとおりである。

1. 「産業財産」とは、「発明振興法」第2条第4号に基づく産業財産権の発生・変更及び消滅の過程において収集されたか生成された知的財産のことを指す。
2. 「産業財産情報」とは、産業財産の創出・保護及び活用の段階において特許庁長が収集・生成したか、これを調査・分析・加工・連携する等の方法で処理した全ての種類の知識又は資料のことを指す。
3. 「産業財産情報化」とは、公共及び民間の研究開発の効率性を高めるか、技術・産業に係る戦略の樹立・推進及び評価等が効果的に行われるよう産業財産情報を体系的に生産・管理・提供及び活用することを指す。
4. 「産業財産情報のデータベース」とは、産業財産情報を体系的に整理して使用者が検索し活用できるよう加工した情報の集合体のことを指す。



5. 「産業財産情報システム」とは、産業財産情報の収集・生成・加工・保存・管理・検索・送信・受信及びその活用に係る機器とソフトウェアの組織化した体系のことを指す。
6. 「産業財産診断」とは、産業財産及び産業財産情報を総合的に調査・分析して体系的な研究開発及び事業化の戦略を示すことを指す。ただし、「発明振興法」第 28 条に基づく評価を除く。

第 3 条 (国家等の責務) ①国家は産業財産情報を体系的に管理し効率的に活用するための施策を講じ、進めるべきである。

②国家、地方自治団体及び「公共機関の運営に関する法律」に基づく公共機関（以下、「公共機関」とする）は、第 1 項に基づく施策により、各機関の特性を踏まえて技術・産業に係る政策の樹立・推進及び評価等に産業財産情報の活用が促進されるよう取り組むべきである。

③国家、地方自治団体及び公共機関は、産業財産情報の管理及び活用促進とその基盤づくりに向けた施策が効果的に進められるよう互いに協力すべきである。

第 4 条 (他の法律との関係) 産業財産情報の管理及び活用に関して他の法律に特別な規定がある場合を除き、この法律で定める規定に従う。

## 第 2 章 産業財産情報の管理及び活用促進政策の樹立

第 5 条 (基本計画の樹立) ①特許庁長は 5 年単位で産業財産情報の管理及び活用促進に関する基本計画（以下、「基本計画」とする）を関係中央行政機関の長と協議して樹立すべきである。

②基本計画には次の各号の事項を含めなければならない。

1. 産業財産情報の管理及び活用促進の基本方向・中長期の発展方向
2. 産業財産情報のデータベースの構築・管理
3. 産業財産情報システムの構築・運営及び連携
4. 産業財産情報の管理及び活用促進に向けた関連法令・制度の整備及び事業の推進
5. 民間の産業財産情報サービスの開発・常用化の促進
6. 産業財産情報に係る国際協力
7. その他産業財産情報の管理及び活用促進のために必要な事項

③特許庁長は産業財産情報の管理及び活用のために必要な場合、関係中央行政機関の長と協議して基本計画を変更することができる。ただし、大統領令で定める軽微な事項を変更する場合は、関係中央行政機関の長と協議手続きを行わなくても構わない。

④特許庁長は基本計画を樹立するか変更するために関係中央行政機関の長、地方自治団体の長及び公共機関の長に対し必要な資料の提出又は協調を求めることができる。この場合、関係中央行政機関の長、地方自治団体の長及び公共機関の長は特別な事由がなければこれに従わなければならない。

⑤基本計画の樹立及び変更に関して必要な事項は大統領令で定める。

第6条（施行計画の樹立）①特許庁長は基本計画に基づき毎年産業財産情報の管理及び活用促進に関する施行計画（以下、「施行計画」とする）を樹立・施行しなければならない。

②施行計画の樹立・施行に関して必要な事項は大統領令で定める。

第7条（実態調査）①特許庁長は基本計画及び施行計画の樹立・施行及び評価のための基礎資料を確保するため、毎年産業財産情報の需要及び活用等に関する実態調査を実施することができる。

②特許庁長は第1項に基づく実態調査のために関係中央行政機関の長、地方自治団体の長、公共機関の長及び関連企業・法人又は団体等に対し必要な資料の提出又は協調を求めることができる。

③第1項に基づく実態調査の範囲及び方法等に関して必要な事項は大統領令で定める。

### 第3章 産業財産情報の管理及び活用支援

第8条（産業財産情報化事業の推進）①政府は産業財産情報化を促し、関連技術の研究開発を活性化するために必要な事業を進めなければならない。

②政府は第1項に基づく産業財産情報化事業を進める機関又は団体に行政的・技術的・財政的支援を行うことができる。

第9条（産業財産情報のデータベースの構築・管理）①特許庁長は業務を遂行する過程で収集・生成された産業財産情報を体系的に管理するために産業財産情報のデータベースを構築することができる。

②特許庁長は産業財産情報データベースの構築・管理等のために関係中央行政機関の長、地方自治団体の長、公共機関の長及び関連企業・法人又は団体等に対し必要な資料の提出又は協調を求めることができる。この場合、要請を受けた行政機関の長等は特別な事由がなければこれに従わなければならない。

第10条（産業財産情報システムの構築・運営）①特許庁長は産業財産情報の収集・検索・加工及び分析等の業務を効率的に遂行し産業財産情報の利用者に産業財産情報を円滑に提供するために産業財産情報システムを構築・運営することができる。

②特許庁長は産業財産情報システムの構築・運営のために必要な場合、関係中央行政機関の長、地方自治団体の長及び公共機関の長に対し該当機関が運営する情報システムとの連携を求めることができる。この場合、要請を受けた行政機関の長等は特別な事由がなければこれに従わなければならない。

第11条（分類情報の利用促進）①特許庁長は産業財産情報の体系的な管理及び効果的な活用のために「特許庁」第58条に基づく特許分類、「商標法」第51条に基づく商品分類等、産業財産に関する分類情報の利用を促進すべきである。

②政府は産業財産情報の活用価値を高め、産業・経済等様々な部門への活用を拡散する

ために、第1項に基づく分類情報と「統計法」第22条に基づく産業に関する標準分類、「科学技術基本法」第27条に基づく国家科学技術標準分類表等、他の分野の分類情報間の連携表を作成・活用することができる。

③第2項に基づく分類情報間の連携表の作成手続き及び方法に関して必要な事項は大統領令で定める。

第12条（産業財産文書の電子化業務）①特許庁長は「特許法」・「実用新案法」・「デザイン保護法」及び「商標法」に基づく特許・実用新案・意匠及び商標に関する手続きを効率的に処理するために産業財産の出願、審査、審判、再審及びその他の手続きで提出又は生成された文書（以下、「産業財産文書」とする）を電算情報処理組織課とその組織の技術を活用して電子化する業務又はこれと類似の業務（以下、「産業財産文書の電子化業務」とする）ができる。

②特許庁長は「特許法」第28条の3第1項、「実用新案法」第3条、「デザイン保護法」第30条第1項、「商標法」第30条第1項に基づく電子文書で提出されていない出願書やその他産業通商資源部令で定める産業財産文書を第1項に基づき電子化し、特許庁又は特許審判院で使用する電算情報処理組織のファイルに収録することができる。

③第2項に基づきファイルに収録された内容は該当の文書に書かれている内容と同一であるとみなす。

④第1項から第3項までに基づく産業財産文書の電子化業務の遂行方法等に関して必要な事項は産業通商資源部令で定める。

⑤特許庁長は産業財産文書の電子化業務を産業通商資源部令で定める施設及び人員を備える機関又は団体に委託して遂行を求めることができる。

⑥特許庁長は第5項に基づき産業財産文書の電子化業務を委託された機関又は団体（以下、「文書電子化機関」とする）が第5項に基づく施設及び人員の基準に満たさない場合又は役職員が職務上知った出願中の産業財産（国際出願中の産業財産及び「デザイン保護法」第43条第1項に基づく秘密意匠を含む。以下、同一）に関して秘密を漏洩したか盗用した場合、是正を求めることができ、文書電子化機関が是正の要求に応じない場合、産業財産文書の電子化業務の委託を取り消すことができる。

第13条（統計・指標の調査・分析）①特許庁長は公共及び民間の技術・産業関連戦略の樹立・推進及び評価等に活用するために産業財産及び産業財産情報に係る統計と指標を調査・分析しなければならない。

②特許庁長は第1項に基づく統計と指標の改善に向けた施策を樹立・推進しなければならない。

③特許庁長は第1項に基づく統計と指標を調査・分析するために関係中央行政機関の長、地方自治団体の長、公共機関の長及び関連企業・法人又は団体等に対し必要な資料の提出又は協調を求めることができる。この場合、要請を受けた者は特別な事由がなければこれに従わなければならない。

④特許庁長は産業財産の貿易統計に関する調査・分析のために必要な場合、企画財政部長官に対し大統領令で定める資料の提出を求めることができる。この場合、企画財政部長官は「外国為替取引法」第 21 条及び第 22 条にもかかわらず、求められた資料を提供することができる。

⑤第 1 項に基づく調査・分析の対象と方法等に関して必要な事項は大統領令で定める。

第 14 条（産業財産情報の利用及び提供）①特許庁長は公共及び民間の研究開発の効率性を高め、技術・産業関連戦略の樹立・推進及び評価等を効果的に支援するために「特許法」・「実用新案法」・「商標法」・「デザイン保護法」に基づき公開された産業財産情報を収集・加工して利用するか、収集・加工された情報を提供することができる。この場合、個人情報が含まれた産業財産情報の利用及び提供は情報主体の利益を不当に侵害する可能性がないと認められる場合として次の各号のいずれかに該当する場合に限る。

1. 第 5 条及び第 6 条に基づく基本計画及び施行計画の樹立・推進等、産業財産情報の管理及び活用促進の政策の樹立・推進のために利用する場合
2. 出願・登録現況等の情報を整理して提供する場合
3. その他公共及び民間の研究開発の効率性を高め、技術・産業関連戦略の樹立・推進及び評価等を効果的に支援するために必要な際に大統領令で定める場合

②特許庁長は第 1 項に基づき情報を提供しようとする者に対し実費の範囲で、大統領令で定める手数料を受け取ることができる。

③その他産業財産情報の利用及び提供に関して必要な事項は大統領令で定める。

第 15 条（国家安全保障等目的の情報提供）①特許庁長は国家の安全保障又は国家の重大な利益に関連する技術等の流出防止及び保護のために必要な場合、出願中の産業財産情報を利用するか関係国家行政機関に提供することができる。

②第 1 項に基づき利用・提供する産業財産情報の内容及び手続き等に関して必要な事項は大統領令で定める。

第 16 条（公共及び民間の研究開発での情報活用）①特許庁長は産業財産情報を効果的に活用することで、公共及び民間の研究開発の効率的な推進を支援するために、次の各号の施策を樹立・推進しなければならない。

1. 未来有望技術及び研究開発課題の発掘に向けた産業財産情報の動向調査
2. 研究開発課題の効率的な推進に向けた全体の研究開発期間の間の産業財産情報の戦略的調査・分析
3. 標準特許の創出に向けた産業財産情報の戦略的調査・分析
4. 研究開発成果の評価・移転・取引及び事業化等における産業財産情報の活用に向けた支援
5. 次の各目のいずれかに該当する者に対する産業財産情報の調査・分析の力量強化に向けた支援

イ. 科学・産業技術分野の研究者

- ロ. 「国家研究開発革新法」第2条第4号に基づく専門機関
- ハ. 「知識財産基本法」第3条第4号に基づく公共研究機関（以下、「公共研究機関」とする）
- ニ. 「知識財産基本法」第3条第5号に基づく事業者等（以下、「事業者等」とする）

6. その他公共及び民間の研究開発の効率的推進に向けて産業財産情報の活用が必要な事項

②科学・産業技術分野の研究者、公共研究機関及び事業者等は研究開発の効率性及び成果を高めるために研究開発推進の過程において産業財産情報を活用するよう努力すべきである。

第17条（産業財産診断機関の指定等）①特許庁長は企業及び研究機関等の産業財産診断を効果的に実施するために、大統領令で定める施設及び人員を備える国公立研究機関、政府出捐研究機関、民間研究機関又は産業財産診断を専門的に遂行する機関又は団体を産業財産診断機関（以下、「診断機関」とする）として指定することができる。

②特許庁長は診断機関が実施した産業財産診断に支出された費用の全部又は一部を予算の範囲で支援することができる。

③特許庁長は診断機関が次の各号のいずれかに該当する場合、その指定を取り消すか6か月以内の期間を決めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。ただし、第1号に該当する場合はその指定を取り消さなければならない。

- 1. 嘘やその他の不正な方法で診断機関の指定を受けた場合
- 2. 産業財産診断を遂行する能力を失った場合
- 3. 第1項に基づく指定基準を満たさなくなった場合

④この法律に基づく診断機関ではない者は産業財産診断機関又はこれと類似の名称を使用することができない。

⑤第1項に基づく診断機関の指定手続き及び第3項に基づく行政処分の細部基準等に関して必要な事項は大統領令で定める。

#### 第4章 産業財産情報の管理及び活用促進に向けた基盤構築

第18条（産業財産情報化の研究開発の支援）①政府は産業財産情報の管理及び活用に係る技術、サービス及びソフトウェアに関する研究開発を促すよう取り組むべきである。

②政府は第1項に基づく研究開発を効率的に進めるために必要な場合、関連機関又は団体に対し研究開発を遂行させることができる。この場合、政府は研究開発を遂行する上で必要な費用の全部又は一部を支援することができる。

③政府は第1項及び第2項に基づき遂行された研究開発成果（研究開発の結果物及び研究開発を遂行する過程で投入されたか生成された研究機材・材料・物品等を含む）が民間部門に円滑に移転されるよう取り組むべきである。

第 19 条（専門人材の育成）政府は産業財産情報関連の専門人材（以下、「専門人材」とする）の育成のために次の各号の政策を樹立・推進することができる。

1. 専門人材の需要実態の把握及び中長期の需給計画
2. 専門人材の育成教育・訓練プログラムの開発及び活用
3. 専門人材の雇用創出への支援
4. その他産業財産情報関連の専門人材の育成に必要な事項

第 20 条（認識向上及び裾野拡大）政府は産業財産情報の重要性に対する国民の社会的認識を向上し、その活用基盤を拡大するために次の各号の事業を進めることができる。

1. 科学・産業技術・意匠分野の研究者等向け産業財産情報の活用教育
2. 産業財産情報活用の優秀事例の発掘及び褒賞
3. 産業財産情報の活用促進に向けた広報及び刊行物等の資料の発刊
4. その他産業財産情報の活用に対する認識向上等のために必要な事項

第 21 条（国際協力）政府は産業財産情報に係る国際協力を活性化するために、国際機構・海外政府・企業又は団体等と次の各号の政策を樹立・推進することができる。

1. 国際機構又は海外政府との産業財産情報の相互交換
2. 産業財産情報に係る国際共同調査・研究への支援
3. 産業財産情報に係る技術・人材交流への支援
4. 産業財産情報に係る国際標準化活用への支援
5. 産業財産情報に係る技術・システムの輸出又は導入
6. その他産業財産情報に係る国際協力の活性化のために必要な事項

第 22 条（セキュリティ及び品質管理）①特許庁長は産業財産情報のデータベース及び産業財産情報システムへの不当なアクセスや利用又は産業財産情報の偽造・変造・毀損又は流出を防止するために必要なセキュリティ対策を樹立・施行しなければならない。

②特許庁長は産業財産情報の正確性と信頼性を確保するために品質診断・評価及び改善支援等、産業財産情報の品質管理に必要な措置を取らなければならない。

③第 2 項に基づく品質管理の対象、基準及び手続き等に関して必要な事項は大統領令で定める。

第 23 条（民間産業財産情報サービスの開発・常用化の促進）政府は民間産業財産情報サービスの開発・常用化を促すために次の各号の事業を進めることができる。

1. 民間産業財産情報化の研究開発への支援
2. 民間産業財産情報サービスに対する政府の購買及び海外市場への進出支援
3. 民間産業財産情報サービスの広報に向けた博覧会・展示会等のイベント開催
4. 優秀産業財産情報サービスの事業者及び創業事例に対する褒賞
5. その他に民間産業財産情報サービスの開発・常用化を促すために必要な事業

第 24 条（韓国特許情報院の設立等）①産業財産情報化及び産業財産情報活用の基盤構築に係る事業を効率的に支援するために韓国特許情報院（以下、「情報院」とする）を設立

する。

②情報院は法人とする。

③情報院はその拠点となる事務所の所在地で設立登記を行うことで成立する。

④情報院は次の各号の事業をする。

1. 産業財産情報データベースの構築・管理への支援
2. 産業財産情報システムの構築・運営及び連携への支援
3. 産業財産情報の加工及び普及への支援
4. 産業財産統計及び情報検索サービスの提供
5. 産業財産情報化の研究開発及び成果の民間移転への支援
6. 民間産業財産情報サービスの開発・常用化の促進への支援
7. 産業財産情報に係る国際協力への支援
8. 産業財産情報化等に関する顧客支援
9. その他に産業財産情報化等に関連して特許庁長が委託する業務

⑤情報院は第 4 項に基づく事業遂行に必要な財源を調達するために大統領令で定める収益事業を行うことができる。

⑥政府は予算の範囲で情報院に対し事業費と運営に必要な経費を支援することができる。

⑦この法律に基づく情報院ではない者は韓国特許情報院又はこれと類似の名称を使用することができない。

⑧情報院に関してこの法律又は「公共機関の運営に関する法律」で定める事項外には「民法」中、財団法人に関する規定を準用する。

⑨特許庁長は情報院の業務を指導・監督する。

第 25 条（韓国特許戦略開発院の設立等）①中央行政機関、地方自治団体及び公共研究機関等の産業財産戦略の樹立及び研究開発の遂行に係る事業を効率的に支援するために韓国特許戦略開発院（以下、「戦略院」とする）を設立する。

②戦略院は法人とする。

③戦略院はその拠点となる事務所の所在地で設立登記を行うことで成立する。

④戦略院は次の各号の事業をする。

1. 産業財産情報の調査・分析への支援
2. 研究企画段階における産業財産情報の動向調査への支援
3. 研究開発過程における産業財産創出戦略への支援
4. 標準特許創出に向けた支援
5. 国家研究開発の産業財産成果の調査・分析及び管理
6. 産業財産連携の研究開発戦略に係る政策研究・実態調査及び成果分析
7. その他に産業財産戦略の樹立及び効率的な研究開発の遂行に関連して関係中央行政機関の長が委託する業務

⑤戦略院は第 4 項に基づく事業遂行に必要な財源を調達するために大統領令で定める収益事業を行うことができる。

⑥政府は予算の範囲で戦略院に対し事業費と運営に必要な経費を支援することができる。

⑦この法律に基づく戦略院ではない者は韓国特許戦略開発院又はこれと類似の名称を使用することができない。

⑧戦略院に関してこの法律又は「公共機関の運営に関する法律」で定める事項外には「民法」中、財団法人に関する規定を準用する。

⑨特許庁長は戦略院の業務を指導・監督する。

#### 第 5 章補則

第 26 条（業務の委託）①特許庁長はこの法律に基づく業務の一部を大統領令で定めるところにより文書電子化機関、診断機関、情報院、戦略院又はその他の関連機関・法人又は団体に委託することができる。

②特許庁長は第 1 項に基づき業務を委託する場合、必要な経費の全部又は一部を支援することができる。

第 27 条（守秘義務）次の各号のいずれかに該当する機関・法人・団体の役職員又は役職員であった者は、職務上知った秘密を漏洩するか盗用してはならない。

1. 文書電子化機関
2. 第 15 条に基づき情報を提供された関係国家行政機関
3. 情報院
4. 戦略院
5. 第 26 条に基づき業務の一部を委託された機関・法人又は団体

第 28 条（聴聞）特許庁長は次の各号のいずれかに該当する処分を科すためには聴聞を行わなければならない。

1. 第 12 条第 6 項に基づく文書電子化機関の産業財産文書の電子化業務の委託取消
2. 第 17 条第 3 項に基づく診断機関の指定取消又は業務の停止

第 29 条（罰則適用における公務員擬制）文書電子化機関の役職員及び第 26 条に基づき特許庁長が委託した業務に従事する機関・法人又は団体の役職員は「刑法」第 129 条から第 132 条までを適用する際には公務員とみなす。

#### 第 6 条罰則

第 30 条（罰則）①第 27 条を違反して職務上知った出願中の産業財産に関する秘密を漏洩したか盗用した者は 5 年以下の懲役又は 5 千万ウォン以下の罰金を科す。

②第 27 条を違反して職務上知った秘密（第 1 項で定める出願中の産業財産に関する秘密を除く）を漏洩したか盗用した者は 3 年以下の懲役又は 3 千万ウォン以下の罰金を



科す。

第 31 条（罰金）①次の各号のいずれかに該当する者に対しては 1 千万ウォン以下の罰金を科す。

1. 第 17 条第 4 項を違反して産業財産診断機関又はこれと類似の名称を使用した者
  2. 第 24 条第 7 項を違反して韓国特許情報院又はこれと類似の名称を使用した者
  3. 第 25 条第 7 項を違反して韓国特許戦略開発院又はこれと類似の名称を使用した者
- ②第 1 項に基づく罰金は大統領令で定めるところにより特許庁長が賦課・徴収する。

## 附 則

第 1 条（施行日）この法律は公布後 6 か月が経過した日から施行する。

第 2 条（産業財産診断機関の指定に関する経過措置）この法律の施行当時、従前の「発明振興法」第 36 条に基づき産業財産権診断機関として指定された者は、この法律第 17 条に基づき診断機関として指定されたこととみなす。

第 3 条（韓国特許情報院の設立による経過措置）この法律の施行当時、従前の「発明振興法」第 20 条の 3 により設立された韓国特許情報院はこの法律第 24 条により設立された情報院であるとみなす。

第 4 条（韓国特許戦略開発院に関する経過措置）この法律の施行当時、従前の「発明振興法」第 55 条の 5 により設立された韓国特許戦略開発院はこの法律第 25 条により設立された戦略院であるとみなす。

第 5 条（他の法律の改正）①デザイン保護法の一部を次のように改正する。

第 207 条第 1 項第 2 号中「第 208 条第 2 項に基づく意匠文書」を「『産業財産情報の管理及び活用促進に関する法律』第 12 条第 1 項に基づく産業財産文書」にする。

第 208 条を削除する。

第 226 条中「専門機関又は第 208 条に基づく意匠文書の電子化機関」を「専門機関」にする。

②商標法の一部を次のように改正する。

第 216 条第 1 項第 2 号中「第 217 条第 2 項に基づく商標文書」を「『産業財産情報の管理及び活用促進に関する法律』第 12 条第 1 項に基づく産業財産文書」にする。

第 217 条を削除する。

③特許法の一部を次のように改正する。

第 217 条第 1 項第 2 号中「第 217 条の 2 第 1 項に基づく特許文書」を「『産業財産情報の管理及び活用促進に関する法律』第 12 条第 1 項に基づく産業財産文書」にする。

第 217 条の 2 を削除する。

第 226 条の 2 第 1 項中「専門機関、第 58 条第 3 項に基づく専担機関又は特許文書の電子化機関」を「専門機関又は第 58 条第 3 項に基づく専担機関」にする。

④実用新案法の一部を次のように改正する。

第 43 条中「専門機関又は第 44 条により準用される『特許法』第 217 条の 2 第 3 項に基づく特許文書の電子化機関」を「専門機関」にする。

第 44 条中「第 217 条、第 217 条の 2」を「第 217 条」にする。

第 6 条（他の法令との関係）この法律の施行当時、他の法令で従前の「特許法」、「実用新案法」、「デザイン保護法」、「商標法」、「発明振興法」の規定を引用した場合に、この法律の中でそれに該当する規定があれば従前の規定を代えてこの法律の該当規定を引用したこととみなす。

### 制定理由

産業財産情報の管理及び活用を促進する上で必要な事項を定めることで産業競争力を強化し国民経済の発展に寄与する。

### 主要内容

- イ. 産業財産、産業財産情報、産業財産情報化、産業財産診断等の定義を規定する（第 2 条）。
- ロ. 特許庁長が産業財産情報の管理及び活用促進に関する基本計画を関係中央行政機関の長と協議して 5 年単位で立てるようにする（案 5 条）。
- ハ. 特許庁長が樹立・生成された産業財産情報を体系的に管理するために産業財産情報のデータベースを構築できるようにし、産業財産情報の収集・検索・加工・分析及び提供のために産業財産情報システムを構築・運営できるようにする（案 9 条及び第 10 条）。
- ニ. 特許庁長が産業財産分類情報の利用を促進し、産業財産情報の活用価値を高めて産業・経済等様々な部門への活用を拡散するために、政府が産業財産分類情報と産業に関する標準分類等、他の分野の分類情報間の連携表を作成・活用できるようにする（第 11 条）。
- ホ. 研究開発及び技術・産業関連戦略の樹立・推進等を効果的に支援するために、特許庁長が公開された産業財産情報を収集・加工して利用するか、収集・加工された情報を提供できるようにするものの、個人情報が含まれた産業財産情報の利用・提供は情報の主体の利益を不当に侵害する可能性がないと認められる場合に限る（第 14 条）。
- ヘ. 国家の安全保障又は国家の重大な利益に関わる技術等の流出防止及び保護のために必要な場合、特許庁長が出願中の産業財産情報を利用するか関係国家行政機関に提供できるようにする（第 15 条）。
- ト. 公共及び民間の研究開発の効率的な推進を支援するために特許庁長が産業財産情報の動向及び戦略的調査・分析等を含める施策を樹立・推進できるようにする（第 16 条）。

- チ. 政府が産業財産情報関連の専門人材の育成、教育・広報等裾野拡大及び国際機構又は海外政府との国際協力のために必要な政策等を樹立・推進できるようにする（第 19 条から第 21 条まで）。
- リ. 政府が民間産業財産情報サービスの開発・常用化を促進するための各種事業を推進できるようにする（第 23 条）。

＜法制処提供＞

1-4 【立法予告】特許庁とその所属機関職制施行規則の一部改正令案（特許庁公告第 2024-44 号）

電子官報（2024.2.8.）

特許庁公告第 2024-44 号

「特許庁とその所属機関職制施行規則」の一部改正令案を立法予告するに当たり、その理由と主要内容を国民に予め知らせ、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第 41 条に基づいて次のとおり公告します。

2024 年 2 月 8 日

特許庁長

### 「特許庁とその所属機関職制施行規則」の一部改正令案の立法予告

#### 1. 改正理由及び主要内容

特許庁による知的財産についての価値評価体系の信頼性を高めるために必要な人員 1 名（5 級 1 名）、特許関連ビッグデータ分析事業を進めるために必要な人員 1 名（5 級 1 名）及び特許権・意匠権・営業秘密等の侵害行為に対する捜査を強化するために必要な人員 2 名（6 級 2 名）をそれぞれ増員し、商標審査を強化するために必要な人員 7 名（6 級 7 名）を 2026 年 2 月 28 日まで存続する一時的定員として増員し、特許庁産業財産保護協力局に評価対象の組織として設置した 1 か所の課をこれまでの評価結果に基づいて評価対象から除外する内容に「特許庁とその所属機関職制」が改正（大統領令第 00000 号、2024 年 2 月 00 日公布・施行）されたことによる変更事項を反映する目的である。

#### 2. 意見提出

この改正案について意見がある機関・団体又は個人は 2024 年 2 月 15 日までに国民参加立法センター（<http://opinion.lawmaking.go.kr>）にて意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長（宛先：革新行政担当官）に提出してください。

- イ. 予告事項について賛成又は反対の意見（反対の場合、その理由を含む）
- ロ. 氏名（機関・団体の場合はその名称と代表者名）、住所及び電話番号
- ハ. その他参考事項

※送り先

◇住所: 大田広域市西区庁舎路 189 政府大田庁舎 4 棟、特許庁革新行政担当官室 (〒35208)  
電子郵便: kkh9012@korea.kr  
Fax: (042)472-3504

### 3. その他事項

改正案に関する詳細は、特許庁ウェブサイト ([www.kipo.go.kr](http://www.kipo.go.kr)) の「冊子/統計>法令及び条約>立法予告」を参照するか、特許庁革新行政担当官室（電話：042-481-5054）にお問い合わせください。

#### 関係機関の動き

##### 2-1 韓国特許庁、「未来戦略産業の超格差確保」課題の一環として二次電池素材メーカーを訪問

韓国特許庁 (2024. 2. 1.)

#### 二次電池素材メーカーを訪れ知財に関する懇談会を開き

韓国特許庁は 2 月 1 日木曜日、産業現場の生の声を聴く活動の一環として二次電池素材メーカーの L&F（大邱市所在）を訪問して知的財産に関する懇談会を開いたと発表した。

L&F は二次電池の正極活物質を生産する中堅企業で、今回の訪問は国政課題※として進めている「未来戦略産業の超格差確保」を支援し、二次電池素材メーカーから知財権に関わる懸案と建議事項を聴取して審査実務に反映する趣旨である。

※関連国政課題：24 半導体・AI・蓄電池など未来戦略産業の超格差確保

特許庁は懇談会で二次電子分野の優先審査実施、二次電池に詳しい特許審査官の採用など新しい政策を紹介し、パラメータ発明※などをはじめ、素材に関する主な特許審査の懸案について意見を交わした。

※パラメータ発明：物理・化学的な特性を出願人が創出した技術的変数（パラメータ）で表し、複数の変数を相対的に規定した要件を含む発明

特許庁の化学生命審査局長は「今回、企業現場を訪れ懇談会を開いたことで二次電池素材メーカーが考えている知財権の懸案について理解の幅を広げることができた」とし、「今後も引き続き特許出願した企業から意見をヒアリングして審査実務に反映していく」と述べた。

## 2-2 韓国特許庁、「IP-R&D 戦略支援事業」の一環として自動走行ロボットメーカーを訪問

韓国特許庁（2024. 2. 2.）

株式会社 TWINNY、特許庁の IP-R&D 戦略支援事業に参加して物流輸送ロボットの常用化に成功

韓国特許庁は2月2日金曜日、産業現場の生の声を聴く活動の一環として株式会社 TWINNY（大田市所在）を訪問し意見交換を行うと発表した。

今回の活動は、特許庁が支援する「特許基盤研究開発（IP-R&D）戦略支援事業」の成果を点検し、効果的な知的財産の支援方向を模索するために行われた。

### <特許基盤研究開発（IP-R&D）戦略支援>

◇研究開発の初期段階から世界の特許情報を分析し、  
①企業が直面する問題を解決できる最適の R&D 方向の設定、②海外で起こり得る特許問題の解消、③空白技術分野での特許先取りなどを支援

株式会社 TWINNY は自動走行ロボットを開発する企業で、特許庁の事業を通じて特許のみならず、サービスモデルや UI/UX を発掘・開発し、これを基に生活・物流向けロボットを常用化した。多くの国際特許を含め 150 件余りの知財権ポートフォリオを構築して競争力を確保し、韓国エンジニアリングワークスとの協業、超格差スタートアップ 1000+ に選ばれるなど、海外市場へ進出する土台を作ってきた。

懇談会で特許庁は、知財権に関わる問題や悩みをヒアリングし、IP-R&D 事業など特許庁の支援施策を説明し、自動走行ロボットやソフトウェアなど IP-R&D の戦略を採用したさまざまな製品の研究現場を見学する。

特許庁長職務代理は「韓国製品の海外進出のためには特許戦略のみならず、商標・意匠・サービスの観点でも戦略を立てることが大事である」とし、「業界とのコミュニケーションを重ね、韓国の中小企業が求めている知財支援施策を広げていく」と述べた。

## 2-3 WIPO、中小企業対象に「2024 グローバルアワード」の募集開始

韓国特許庁 (2024. 2. 5.)

知財権事業化の成果などを基に 7 社を選定してサポートする

世界知的所有権機関 (WIPO※) は 3 月 31 日曜日まで世界の中小企業・スタートアップを対象に「2024 グローバルアワード」の参加企業を募集する。

※WIPO (World Intellectual Property Organization) : 国連傘下の知的財産分野国際機構

WIPO は、中小企業の知的財産事業化を促し、発明意欲を高める趣旨で 2022 年から毎年 5 ~7 の中小企業を選定して授賞している。

### <グローバルアワードで受賞した企業の現況>

◆ (2022 年) 62 か国の企業 272 社のうち、中国 2 社、シンガポール 1 社、日本 1 社、オランダ 1 社など 5 社が受賞

◆ (2023 年) 58 か国の企業 548 社のうち、中国 2 社、シンガポール 1 社、フランス 1 社など 7 社が受賞

※韓国はこれまで 3 社 (2022 年は Schaffengott、Noriand、2023 年は Schaffengott、STARSTECH) が最終候補企業に選ばれた

世界で応募した企業のうち、書類選考を経て知的財産権事業化の成果、経済・社会・文化的な波及効果や寄与度などを基準に約 25 社が候補企業に選ばれ、そのうち 7 社が 5 月ごろ最終選定される。受賞した企業には、7 月に開かれる WIPO 総会で行われるグローバルアワードの授賞式への参加、資金調達とパートナーシップのチャンスを広げるサポートプログラム、知的財産事業化に向けた企業別のメンタリングなど特典が提供される。

参加対象は社員 300 人以下かつ年間売上高 1,500 万ドル以下の中小企業である。参加を希望する企業は WIPO のグローバルアワードウェブサイト ([global-awards.wipo.int](http://global-awards.wipo.int)) にて申請できる。詳細については WIPO ウェブサイト ([www.wipo.int](http://www.wipo.int)) から確認できる。

特許庁の産業財産保護協力局長は「これまで韓国特許庁は、WIPO の国際会議、WIPO 事務局長の来韓などの機会に、WIPO 事務局をはじめ 193 の加盟国に対し、知財を活用して経済成長を成し遂げた韓国のノウハウを紹介してきた」とし、「特許庁は積極的な行政活動の一環として今年の大会に多くの韓国企業が参加して受賞する成果が得られるように積極的にサポートしていく」と述べた。

## 2-4 韓国特許庁、「2023 年度政府業務評価」の主要政策部門で優秀機関として選ばれ

韓国特許庁 (2024. 2. 8.)

2019 年以降 4 年ぶりに主要政策部門で A 等級 (優秀) を獲得

韓国特許庁が「2023 年度政府業務評価」の主要政策部門で優秀機関として選ばれた。国務調整室は、45 の中央行政機関 (長官級 24、次官級 21) の業務成果を主要政策、規制革新、政府革新、政策疎通の 4 つの部門と、積極行政の加点項目に分けて評価して A、B、C の等級を付けたが、特許庁は主要政策部門で A 等級 (優秀) を獲得した。特許庁が主要政策部門で優秀評価を受けたのは 2019 年度の評価以降 4 年ぶりである。総合評価は B 等級になった。

昨年、特許庁は優れた知的財産の創出、知的財産保護体系の強化 (先進化) などを主要推進課題として掲げ、国民が実感できるような成果を上げるために取り組んできた。

①民間の半導体分野で退職した研究人材を特許審査官として採用 (2023 年 3 月) し、主要国で初めて半導体専任審査局を新設 (2023 年 4 月) して専門人材の海外流出防止と品質の高いコア特許の獲得を支援することで、半導体分野の突出した技術力の確保に大きく貢献してきた。

②特許庁の技術特別司法警察による企画捜査を通じて国家コア技術である半導体技術の海外流出を防ぎ (2023 年 1 月)、最小 1,000 億ウォン以上の経済的被害を予防し、技術犯罪に対する処罰が緩い問題を解決するために量刑基準の見直し (2023 年 4 月) を進めてきた。

特許庁長職務代理は「昨年、特許庁が国民から共感を得られるような政策に取り組んできた成果が評価を受けたと思う」とし、「今年も先端技術の海外流出防止に向けた防諜機関として技術流出犯罪には徹底して対応するなど、国民が実感できるような成果を出せるよう努力していく」と述べた。

## 2-5 「2024 年度特許庁主要政策の推進計画」 審査・審判の品質強化と知財による輸出競争力向上が柱

韓国特許庁 (2024. 2. 14.)

先端技術の保護こそが経済安保を強化する

韓国特許庁は 2 月 7 日水曜日、知的財産を活用してグローバル先進国家として跳躍するための「2024 年度特許庁主要政策の推進計画」を発表した。

米国・中国など主要国が、技術覇権争いが激化している背景を受けて先端技術の主導権を握るために積極的に知的財産政策を打ち出している中、韓国特許庁は、「審査・審判」、「国内の知的財産エコシステム」、「グローバル環境」など三つの分野にわたり、庁内力量・成長潜在力・輸出競争力の強化を目標に 2024 年度の 5 大推進戦略および 10 件の革新課題を作成した。

#### 【審査・審判分野】

第一に、デジタル時代に見合う知的財産の行政革新を通じて特許庁の本来業務である審査・審判の力量を強化する。

#### 二次電池産業分野の突出した技術力確保に向けた審査・審判の支援体系の拡大

韓国企業が先端分野分野のコア特許を先取りできるように、半導体に次ぎ二次電技術に関しても民間分野で退職した専門人材 38 名を特許審査官として採用（2024 年 2 月末公告）し、関連出願を優先審査の対象に追加（2024 年 2 月 19 日）する一方、専担審判部を指定・運営（2024 年 2 月 26 日）して審査だけではなく審判まで支援するパッケージ体系を拡大する。

チャット GPT など生成 AI の基盤になる大規模言語モデルを特許検索・商品分類などに採用する実装研究および学習データの構築事業を推進し、審判書類と証拠目録の統合照会サービスの提供および添付書類の自動分類拡大など、デジタル審判システムを高度化して世界トップレベルの AI 基盤の知的財産行政サービスを構築し、審査・審判の品質と効率性を一段と高める。

#### 【国内の知的財産エコシステム分野】

第二に、保護・創出・活用の全ての分野にまたぐ好循環の知財エコシステムを作ることで韓国企業の成長潜在力を最大化する。

#### 産業財産情報法の制定、先端技術海外流出の防止への道を開き

①保護面では、国家先端技術の海外流出防止のため防諜情報共有センターに技術と知財専門性を持つ人材を出向させ、防諜機関間の緊密な協調体制を構築し、「産業財産情報法」制定・施行に合わせて先端技術保有企業のデータベースなど知的財産ビッグデータを経済安全保障に活用できるよう国家機関に適時に提供できる基盤を設ける。



さらに、中小・ベンチャー企業の知的財産保護に係る安全網を緻密に構築するために検察庁・関税庁と協力して刑事司法情報システムの連携および偽造商品に係る通関情報の共有を進める。併せて、不正競争行為の行政調査の結果に基づく是正命令を導入し、履行しなかった場合に罰金（最大 2,000 万ウォン）を科す規定を新設することで知的財産侵害の捜査・調査の実効性を高める。

#### 世界の 5.8 億件の特許ビッグデータで 12 大の未来国家戦略技術を発掘

②創出面では、デジタル時代の未来成長力を発掘するために特許戦略開発院内に「国家戦略技術特許支援団」を新設し、「国家戦略技術育成法」および「産業財産情報法」の制定に基づく国家研究開発事業の特許調査・分析の義務化を支援する。12 大国家戦略技術分野に関する世界の特許ビッグデータを分析して主要競争国・企業の動向を把握し、有望技術を発掘して毎年国家科学技術諮問会議に報告することで R&D の成果と効率を最大化する。

また、インフラ拡充に向けて済州・全羅北道・釜山圏など三つの圏域に知的財産重点大学を追加設置することで、韓国型革新クラスターの重要人材になる創意・融合型の未来人材を育成する。職務発明補償金の雑所得の転換、特許出願以降無分別な発明者の追加・削除の防止など発明者保護に向けた充実な制度づくりを進めて研究者のモチベーションを高める。

#### 企業の事業資金調達のために知的財産ファンドの予算に 114 億ウォンを投入

③創出された優れた知的財産の産業的活用が拡大されるよう、知的財産取引・移転、技術流出などさまざまな分野に適用できる新しい知的財産価値評価モデル開発を年内に完了し、AI 基盤の価値評価システムを構築して知的財産や技術市場の全般に採用する。また、IP 金融の拡大に向けて 114 億ウォンの予算を投じて特許専用のファンドを組成し、企業が安定的に事業資金を調達できるようサポートする。

さらに、知的財産の専門性を持つ民間投資機関が有望な知的財産を使って新しく事業を展開する企業を発掘して投資だけではなく IP 戦略を総括し、特許庁は事業化をサポートする官民協業事業を立ち上げる。関係部署・自治体などと協力して先端技術分野企業の IP 基盤事業化を総合的に支援する事業も推進することで、韓国企業の成長潜在力を高める。

#### 【グローバル環境分野】

第三に、海外進出企業向けに抜け目のない知財支援体系を構築して輸出競争力を高める。

#### 海外進出企業向け緻密な知財支援網を構築することで輸出ドライブを加速化

国別支援の IP-DESK を広域型海外 IP センターに改編して支援国を 11 か国から 40 か国に大幅に拡大し、海外現地の知財権取締り機関との協力も ASEAN 全体に段階的に拡大※して知財権保護の抜け穴を解決する。また、輸出有望中小企業に 3 年間知的財産総合サービスを提供してグローバル IP スター企業を育成する事業※※も約 20%拡大することで、韓国企業の海外進出を積極的にサポートする。

※海外現地の知財権取締り協力国：（2023 年）インドネシア→（2024 年～）ベトナム・タイなど ASEAN 国家全体

※※グローバル IP スター企業の育成：（2023 年）678 社→（2024 年）809 社

併せて、中東アジア・ASEAN を中心に韓国型知的財産システムの輸出を拡大し協力分野を多角化するなど、韓国型行政サービスの持続的な拡散※を通じて市場開拓をサポートする。今年開かれる IP5 長官会合の韓国開催（ソウル、6 月 18 日～20 日）、タイ・イギリスとの FTA 交渉などを成功裏に終わらせ、知的財産国際ルールづくりをリードし、韓国企業が活躍しやすい知的財産環境を作っていく。

※（サウジ）審査ハンドブックの作成、国際特許調査・予備審査機関の業務支援、（UAE）第 4 次審査官支援団として 5 名の審査官出向、新人審査官教育の委託業務、（カタール）国家知的財産戦略の作成支援

特許庁長職務代理は「グローバル技術覇権争いの中で知的財産は韓国の先端技術と企業を守る武器になると思う」と強調し、「特許庁は知的財産の担当部署として韓国企業や国民に迅速かつ的確な審査・審判サービスを提供する一方、知的財産ビッグデータを活用して先端技術の海外流出を防ぎ、韓国の未来産業を発掘していくことで輸出ドライブを加速化し、韓国がグローバルリーダーとして跳躍するよう支えていく」と述べた。

## 2-6 国際知識財産研修院、オンラインで学位号が取得できる「2024 年 1 学期知的財産学」の受講生を募集

韓国特許庁（2024.2.14.）

知的財産学士の学位取得でスキルを高めよう！

韓国特許庁の国際知識財産研修院は、2 月 15 日木曜日から 23 日金曜日まで 2024 年 1 学期知的財産学のオンライン受講生を募集する。

今回の「知的財産学」専攻は、知的財産に関する法律・訴訟、知的財産の創出・管理戦略などを科目で構成されるオンライン学位号のコースである。

高等学校卒業以上又は同等な学歴を有する韓国国民であれば、無料で受講できるコースであり、学位授与の要件を満たした場合、教育部長官が発行する「知的財産学士」学位を取得できる。

また、特許庁と単位互換制度を結んでいる大学の在學生は、本コースで修了した教科の単位を在学中の大学で取ったことと認められる。

今年1学期には「特許法」、「デザイン保護法」など計10科目を開設する。

1学期の授業は3月5日火曜日から6月17日月曜日まで15週間行われ、最大7科目（計21単位）まで登録できる。

受講生は先着順で決められ、登録方法や単位取得に関する詳細については知的財産学単位取得ウェブサイト (<https://cb.ipacademy.net>) にて確認できる。また、韓国発明振興会（電話：02-3459-2765）に問い合わせできる。

特許庁の国際知識財産研修院長「知的財産学単位取得制を通じて知財に関する理解や業務能力を高めていけるよう授業運営に最善を尽くす」と述べた。

## 2-7 特許庁特許審判院、審判ハンドブックの改訂版を作成

韓国特許庁（2024.2.14.）

改正法令や制度改善事項など実務に活用できる内容をまとめている

韓国特許庁特許審判院は14日、審判業務に活用する審判ハンドブック改訂版を作成・公表したと発表した。

審判ハンドブックは、特許・実用新案・商標・意匠分野の審判手続きおよび判断基準をまとめており、審判官のみならず特許紛争に関わっている個人や企業、代理人など大衆向けとしても提供される。

改訂版（第14版）は前回の作成以降、①ここ3年間改正された法令など制度改善事項、②実務手続きの変更点が反映され、最近の判決・判例などをまとめている。

①制度改善の事項に関しては、新しく導入された専門審理委員、審判一調停連携、適時提出に関する注意などの手続きや方法の詳細を解説し、口述審理・審判事件の説明会、証拠

調査、優先・迅速審判など改正内容を盛り込んだ。

②実務手続きに関しては、特別審判部の運営ガイドライン、審決日予告制などを審判実務で積極的に活用できるよう解説し、最近の判決・判例の中で審理に参考できる主な事例を紹介している。

改正審判ハンドブックは、特許庁の関係機関、大韓弁理士会などに配布される予定であり、特許審判院ウェブサイト ([www.kipo.go.kr/ipt](http://www.kipo.go.kr/ipt)) から誰もがダウンロードできる。

特許審判院長は「審判ハンドブックは審判官や代理人など実務者にとっては審判手続きや審理基準を開示する指針書であり、当事者にとっては審判プロセスを理解する上で役立つ手引きである」とし、「改正審判ハンドブックを、庁内では審判官の業務専門性を強化するツール、国民には審判の予測可能性を高める材料として活用してほしい」と述べた。

## 2-8 韓国特許庁、「IP-C&D 戦略支援事業」の一環として空気殺菌・浄化装置メーカーと意見交換

韓国特許庁 (2024. 2. 15.)

### 産業現場からの意見や改善点について話し合う

韓国特許庁 2月15日木曜日、産業現場の生の声を聴く活動の一環として空気殺菌・浄化装置メーカーの株式会社 awexome Ray (京畿道安養市所在) を訪問する。

今回の活動は、特許庁の IP-C&D (知的財産基盤の革新製品開発) 戦略の支援事業を通じて事業化に成功、優秀な成果を上げているスタートアップ現場から生の声を聴き、意見や要望を反映する趣旨である。

IP-C&D とは、内部と外部の知的財産 (IP) を結合 (Connect) して革新的な製品開発 (Development) 戦略を支援する特許庁の代表的な中小企業向け IP 事業化の支援事業である。参加する企業は知的財産を基盤に新製品の規格から製品の高度化、投資や販路拡大など個別企業に合わせたソリューションを受けることができる。

株式会社 awexome Ray は 2021 年、カーボンナノチューブ (CNT) 基盤の極紫外線ランプの制作技術に関する特許を基に、空気殺菌・浄化機能を持つ新製品の企画支援を受け、35 件の特許出願および 170 億ウォンの投資誘致の成果を達成した。また、製品の優秀性が認められ、慶尚南道河東郡にあるワクチン接種センターと全羅北道にある海軍警備艇に空気

殺菌清浄機を設置した。

特許庁長職務代理は「優秀な知的財産は製品の競争力確保と投資、販路にまでつながる企業成長の柱である」とし、「今後も特許庁は知的財産基盤の事業化支援を拡大していく」と述べた。

## 模倣品関連および知的財産権紛争

### 3-1 技術奪取の懲罰的損害賠償額を3倍から5倍に引き上げ

韓国特許庁 (2024. 2. 14.)

特許権・営業秘密侵害、アイデア奪取の損害賠償額を5倍に引き上げる改正特許法・不正競争防止法が国会で成立され

今年8月※から技術奪取の3種と呼ばれる▲特許権侵害、▲営業秘密侵害、▲アイデア奪取の行為に対する損害賠償額が最大5倍まで引き上げられる。

※2024年2月公布、2024年8月施行予定

韓国特許庁は、上記の内容が盛り込まれた「特許法」、「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律（以下、「不正競争防止法」）改正案が13日、国務会議で成立したと発表した。

現行法では、企業の技術競争力を保護するために、特許権及び営業秘密侵害行為、技術取引過程で起こるアイデア奪取行為を禁じており、違反した際には民事上の損害賠償訴訟により救済できるよう定めている。

※事業提案、入札、公募など取引過程において経済的価値を持つ技術的又は営業上のアイデアが含まれた情報を無断使用する行為

しかし、特許権や営業秘密の侵害や中小企業に対するアイデア奪取の事件が起きた場合、侵害事実の立証が難しく実証したとしても被害額の算定が難しいため、侵害者に十分な損害賠償を請求できないとの問題が指摘されてきた。

<特許権侵害の損害賠償認容額の間値1億ウォン…米国の7分の1水準>

特許庁が行った研究※結果によると、2016年から2020年まで起きた特許権侵害の損害賠償請求訴訟で原告は平均6億2,829万ウォンを請求したが、認容額の間値は1億ウォ

ン程度※であることがわかった。これは米国での特許権侵害に対する損害賠償額の間  
値 65.7 億ウォン（1997 年から 2016 年まで）に比べても非常に少なく、両国の経済規模  
を鑑みても（2018 年時点）7 分の 1 に過ぎない水準である。

※特許侵害の判例分析を通じた中小ベンチャー企業向け侵害訴訟対応戦略の研究（特許  
庁、2021 年）

※※ “Patent Litigation Study” , PWC

そのため、技術を開発して特許や営業秘密などを保有するよりは「技術を真似した方が利  
益になる」という認識が広がり、被害企業の立場では勝訴したとしても損害賠償額が十分  
ではないため、訴訟を起こすことを諦めてしまうケースが多くなるなど、悪循環が続いて  
いる現状だ。

<懲罰的損害賠償の限度を 3 倍→5 倍に引き上げ…主要国と比べても高い水準に>

今回の改正は懲罰的損害賠償の限度を既存の 3 倍から 5 倍に引き上げ、悪意のある技術流  
出を防ぎ、被害救済の実効性を確保する趣旨である。

懲罰賠償 5 倍は主要国と比べても高い水準である。①日本は技術奪取に対する懲罰的損  
害賠償制度が設けられておらず、技術を強力に保護する米国も特許侵害に対しては最大 3  
倍、営業秘密侵害に対し最大 2 倍の懲罰賠償を定めている。最大 5 倍まで損害賠償を定  
めている国は中国が唯一である。

②韓国国内でも重大災害処罰法など社会的に大きな話題になった一部の分野のみ最大 5  
倍の損害賠償を導入している。つまり、今回の改正は最近、深刻化している技術奪取をめ  
ぐる問題に対する社会的コンセンサスが形成されている背景を受けた措置である。

特許庁の産業財産保護協力局長は「今回の改正により技術侵害に対する実質的な賠償を  
行われることを期待する」とし、「懲罰的損害賠償制度が効果的に運営されるためには、  
損害額の算定に必要な証拠をより簡単に収集できる環境が求められるため、後続措置と  
して特許侵害訴訟での活用できる韓国型証拠収集制度導入など制度改善に取り組んでい  
く」と述べた。

一方、特許権侵害、営業秘密侵害およびアイデア奪取の被害に巻き込まれ困難を抱えてい  
る場合は、特許庁「知的財産侵害ワンストップ申告相談センター（[www.ippolice.go.kr](http://www.ippolice.go.kr),  
1666-6464）にて不正競争調査チームによる行政調査、技術・商標警察による捜査を依頼で  
きる。

## デザイン（意匠）、商標動向

### 4-1 英語記載の意匠登録証の申請手続きを簡素化するデザイン保護法施行規則が 1 日から施行され

韓国特許庁（2024. 2. 1.）

韓国特許庁は、出願人の不便を解消するために「英語記載の意匠登録証の交付申請」手続きを簡素化する「デザイン保護法施行規則」を 2 月 1 日木曜日から施行すると発表した。

#### 【参考】デザイン保護法施行規則の第 68 条 3 項

**第 68 条** ③英語記載の意匠登録証等を申請する者は……意匠登録証等に記載すべき事項が正確に翻訳されていることを証明する書類（特許庁長が告示する物品目録の名称で英語登録証を申請する場合は除く）を添付して特許庁長に提出すべきである。

**（改正前）** 英語記載の意匠登録証を申請する場合、公正証書や外国語翻訳行政書士が作成した翻訳確認証明書を提出しなければならなかった。該当の意匠登録証に記載する事項が正確に翻訳されていることを証明する添付書類が必要であったためだ。

**（改正後）** 「物品類別の物品目録※」の英語名称を記載して英語の意匠登録証を申請する場合、添付書類を省略できる。

※意匠登録出願の際に出願書に記載する意匠に係る物品分類

改正された「2024 年物品類別の物品目録」は、韓国語名称だけでなく英語名称も並行して表記している。今回の物品分類には、英語と韓国語の 10, 678 の名称が含まれている。この中 5, 344 は「ロカルノ分類※」の名称を使用し、そのほかの韓国国内固有の名称は翻訳して表記した。

※意匠の国際分類を定めるロカルノ協定に基づく物品の分類体系で 2 年ごとに改正

英語名称を含めて意匠の「物品類別の物品目録」は 2024 年 2 月 1 日以降の出願件から適用される予定であり、詳細は特許庁ウェブサイト（[www.kipo.go.kr](http://www.kipo.go.kr)）にて確認できる。

特許庁の商標意匠審査局長は「英語名称を含めた今回の物品目録の改正により、出願人が行政手続きを行う上で感じていた不便が解消できることを期待する」とし、「引き続き出願人の意見に耳を傾けて意匠制度の改善に向けて積極的に努力していく」と述べた。

4-2 【説明資料】韓国特許庁は海外で韓国企業の商標保護に向け対応を強化しており、さらに支援を拡大していきます。

韓国特許庁（2024. 2. 15.）

【報道内容】

2024年2月15日木曜日、ソウル経済「韓国ブランドの模倣品流通が急増しているにも対応できる政府予算は足りず」の報道で、海外で知財権保護に対応する政府の予算が減少していると指摘。

【特許庁の立場】

特許庁は海外で韓国企業の商標を保護するために、①ネット上の海外模倣品流通遮断の支援事業、②海外知識財産センターの運営事業を支援しています。

①「ネット上の海外模倣品流通遮断の支援事業」では、予算を2023年15億ウォンから2024年19.7億ウォンに31.4%増やし、模倣品モニタリング・遮断の民間専門企業を活用して事業の効率性を高めています※。

※投入予算比遮断実績：（2022年）7,714件/億ウォン→（2023年）10,734件/億ウォン（1.4倍増加）

※支援対象国/オンラインプラットフォーム：（2022年）8か国/19プラットフォーム→（2023年）114か国/1,604プラットフォーム

②海外知識財産センターの運営予算も2023年33億ウォンから2024年55億ウォンに64.5%増やしており、海外模倣品など知的財産権被害の予防と海外で迅速な初期対応ができるように、支援国の数を11か国から40か国に拡大しました。

また、今年からはプラットフォーム上海外出品者の模倣品販売へのモニタリング実施、通関段階で模倣品を遮断するための関税庁との協力強化、「偽造商品流通防止協議会（特許庁運営）」に海外プラットフォームの参加拡大など、関連制度の改善に取り組んでいます。

今後も特許庁は、産業現場の声に耳を傾け、ネット上で流通される海外模倣品の遮断など韓国企業の知財権保護に向け活動を拡大していきます。

その他一般

※今号はありません。



過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧ください。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：[kos-jetroipr@jetro.go.jp](mailto:kos-jetroipr@jetro.go.jp)）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

[https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag\\_id=3665](https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665)

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム